

平成19年2月 関東運輸局より

関東運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰の新設について

今般、国土交通省における「交通関係環境保全優良事業者等表彰」の創設を受け、関東運輸局管内において環境保全に関する取り組みが顕著な事業者、事業所、団体に対し、関東運輸局長の表彰を下記のとおり実施することとしたので、お知らせします。

記

1. 名 称 関東運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰
2. 表彰の対象となる活動内容
 - 低公害車の導入、普及促進
 - 廃棄物の削減又は適正処理
 - 自動車排出ガスの削減等、環境負荷の軽減
 - 環境に配慮した鉄道車輛、船舶等の開発・導入・運行等
 - 物流分野における地球温暖化対策
 - 公共交通機関の利用促進
 - その他環境保全に配慮した事業等
3. 表彰方法 表彰は、関係部支局長等から推薦を受けたものについて審査のうえ実施する。
4. 表彰時期 陸運関係 毎年6月
海事関係 毎年7月

(問い合わせ先)

関東運輸局総務部人事課:金浜、宮崎
電話:045-211-7206
関東運輸局交通環境部環境課:尾形、後藤
電話:045-211-7267

関東運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰内規

平成19年2月8日関達第38号

第1条 関東運輸局管内における交通関係環境保全優良事業者等の表彰（以下「表彰」という。）については、関東運輸局表彰規程（昭和59年7月1日関達第17号）に定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

第2条 表彰は、局長が表彰状又は感謝状を授与して行う。

第3条 表彰は、環境の保全に関し、以下の各号のいずれかに該当する活動を行い、他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者、事業所、団体（以下「事業者等」という。）に対して行う。

- 一 低公害車の導入、普及促進
- 二 廃棄物の削減又は適正処理
- 三 自動車排出ガスの削減等、環境負荷の軽減
- 四 環境に配慮した鉄道車輛、船舶等の開発・導入・運行等
- 五 物流分野における地球温暖化対策
- 六 公共交通機関の利用促進
- 七 その他環境保全に配慮した事業等

第4条 関係部支局長等は、前条の表彰に該当する者があると認めるときは、次の各号に掲げる書類を添え、陸運関係は毎年4月1日まで、海事関係は毎年5月1日までに関東運輸局長あてに上申するものとする。

- 一 候補者調書（様式1）
- 二 事業等概要書（様式2）
- 三 その他参考となる資料

- 2 上申にあたっては、運輸支局長又は事業者団体の長若しくは、それらに準ずる表彰を受けたことを要件とはしない。

第5条 事業者等について、訴訟が継続中の場合、最近において事故・事件等があった場合、法令違反等により行政上又は司法上の取り調べ・立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような事実を報道された場合等については、一定期間表彰の対象としない。

第6条 表彰は、陸運関係は陸運及び観光関係功労者表彰内規（昭和59年7月1日関達第25号）、海事関係については海事関係功労者表彰内規（昭和59年7月1日関達第33号）に定める日にそれぞれ行う。

附 則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から適用する。

様式 1

交通関係環境保全優良事業者等表彰候補者調書

事業者名 (団体名)	(名 称) (住 所)
代表者名	
功績の概要	
功績の内容	
備 考	

様式 2

事業等概要書

平成 年 月 日現在

会社名 (団体名)	
設立年月日	
資本金 (出資金)	
役員構成	
従業員数	
事業概要	
備考	